

# 八戸市ふるさと寄附金お礼の品募集要領

## 1 趣旨

八戸市ふるさと寄附金の推進と地元特産品等の広告宣伝を図るため、ふるさと寄附金により寄附をされた方へお礼の品として進呈する商品等を募集します。

## 2 応募の要件

商品等及び取扱事業者は、下記の要件に全て適合するものとします。

### (1) 商品等

ア 平成 31 年総務省告示第 179 号第 5 条に定める基準を満たすもの又はそれらの組合せであること（別紙参照）。

イ 「ふるさと八戸」を懐かしんでいただけるものや八戸市の PR につながるものであること。

ウ 市委託業者からの商品等発注の依頼後、期限までに商品等の発送又は利用案内ができること。また、飲食物の場合は、商品到着後 5 日程度以上の賞味期限が保証されるものであること。ただし、生鮮食品等において、寄附者に到着後 5 日程度以上の賞味期限の保証することが困難な場合は、市と協議の上、市長が決定することとする。

### (2) 取扱事業者

ア 八戸市内に本社又は主たる事業所を有する法人又は個人

イ 市税の滞納がない者

ウ 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成 24 年 9 月 25 日実施）第 2 条第 3 号に規定する排除措置対象者に該当しない者

## 3 お礼の品発送の流れ

(1) 市委託業者がふるさと寄附金の入金を確認後、発送の指示を出しますので、取扱事業者はその指示に従い、発送期限までに商品を発送してください。

(2) 商品発送後、取扱事業者は商品代金等（品代+梱包代+配送業者へ支払った送料+消費税）の請求書等を速やかに市委託業者へ提出してください。

## 4 取扱事業者の特典等

(1) インターネット上のふるさと納税ポータルサイトに商品等の画像・商品名、企業名などが掲載されます。

(2) 商品等発送時にパンフレット等を同封していただくことで、自社商品の PR が可能です。

## 5 応募方法

応募を希望される場合は、事前に市委託業者へご相談ください。その後、「八戸市ふるさと寄附金お礼の品登録申込書」（第 1 号様式）及び「商品等概要説明書」（第 2 号様式）に必要事項を記入し、添付資料とともに市へ提出してください。

## 6 審査について

審査は、要件や申込内容等を踏まえて総合的に判断し、総務省による審査終了後、その結果を「八戸市ふるさと寄附金お礼の品登録（承認・不承認）決定通知書」（第 3 号様式）により申込者へ通知します。

## 7 お礼の品の内容変更等

取扱事業者は、登録したお礼の品を変更・辞退する場合は、事前に市委託業者へ報告した上で、「八戸市ふるさと寄附金お礼の品変更・辞退届出（承認）書」（第4号様式）を市へ提出してください。変更の場合は「商品等概要説明書」（第2号様式）を合わせて提出してください。

## 8 お礼の品の登録取消

(1) 市は、お礼の品または取扱事業者が次のいずれかに該当した場合、お礼の品の登録を取り消すものとします。

- ア 本要領2に定める要件に適合しなくなった場合
- イ 申込内容等に虚偽または不正があった場合
- ウ 市または寄附者に対して損害を及ぼす行為があった場合
- エ 市の信用を失墜させる不誠実な対応があった場合

(2) 市は、前項の規定によりお礼の品の登録を取消したときは、「八戸市ふるさと寄附金お礼の品登録取消通知書」（第5号様式）により取扱事業者へ通知します。

## 9 個人情報の保護

取扱事業者は、個人情報の取り扱いについて、八戸市個人情報保護条例及び関係法令を遵守しなければなりません。

※提供された寄附者の個人情報は、お礼の品の送付以外の目的に使用することができません。

## 10 その他

(1) 取扱事業者は、商品等に関して発送の遅延、販売中止、品質及び送付過程等で事故等の問題が発生した場合には、速やかに市委託業者へ報告するものとします。

(2) 取扱事業者は、送付する商品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について市委託業者へ報告するものとします。また、品質等の保証やクレーム対応について、市並びに市委託業者は一切責任を負いません。

## 11 問合せ先

○応募に関する相談窓口

一般財団法人VISITはちのへ（市委託業者）  
〒039-1102 八戸市一番町一丁目9-22 ユートリー3階  
TEL：0178-70-1110 FAX：0178-80-7348  
MAIL：[kifukin@visithachinohe.or.jp](mailto:kifukin@visithachinohe.or.jp)

○募集要領に関する問合せ先・応募書類の送付先

八戸市 総合政策部 広報統計課 シティプロモーション推進室  
〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1  
TEL：0178-43-2319 FAX：0178-47-1485  
MAIL：[furusatotax@city.hachinohe.aomori.jp](mailto:furusatotax@city.hachinohe.aomori.jp)

## 【参考1】平成31年総務省告示第179号

第5条 法第37条の2第2項第2号及び第314条の7第2項第2号に規定する総務大臣が定める基準は、地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するもの（当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。）であることとする。

- 1 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 2 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限ることとする。
- 4 返礼品等を提供する市町村又は特別区（以下この号及び第8号において「市区町村」という。）の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 5 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- 7 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 7の2 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
- 8 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
  - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの。
  - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの。
  - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの。
- 9 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

## 【参考2】令和3年6月18日付総務省通知（総税市第40号）より抜粋

## 4. 地場産品基準（告示第5条関係）

## (2) 製造、加工その他の工程による付加価値について（告示第5条第3号関係）

製造、加工その他の工程によって相応の付加価値が生じているかの判断に当たっては、関税法施行規則（昭和41年大蔵省令第55号）において、実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例と

して以下のとおり列挙されていること等を踏まえること。

(実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例)

- ・ 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作
- ・ 単なる切断
- ・ 選別
- ・ 瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
- ・ 改装
- ・ 仕分け
- ・ 製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること
- ・ 単なる混合
- ・ 単なる部分品の組立て及びセットにすること